○岩沼市有害獣捕獲器等の貸出しに関する要綱

平成２９年６月３０日

告示第６７号

改正　令和２年１２月２８日告示第９７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、イノシシ、ハクビシンその他の有害獣（以下「有害獣」という。）による農業被害の防止及び軽減を図るため、捕獲器又は侵入防止装置（以下「捕獲器等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　捕獲器の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、市内に捕獲器を設置する者のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1)　他人が自由に立ち入ることができない事業地内に捕獲器を設置する農業者

(2)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第９条第１項に規定する許可を受けた者

(3)　その他市長が必要と認める者

２　侵入防止装置の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、市内に侵入防止装置を設置する者のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1)　有害獣により農作物被害を受けた農業者

(2)　有害獣により農作物被害を受けるおそれのある農業者

(3)　その他市長が必要と認める者

（数量）

第３条　捕獲器等の貸出数量は、１回の貸出しにつき１基又は１台とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（期間）

第４条　捕獲器等の貸出期間は、貸出しを受けた日から第６条に規定する貸出しの申請に係る対象作物の収穫作業終了日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用）

第５条　捕獲器等の貸出しに係る費用は、無料とする。ただし、捕獲器等の運搬及び設置に係る費用は、自己負担とする。

（申請）

第６条　捕獲器等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩沼市有害獣捕獲器等貸出申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。この場合において、申請者が第２条第１項第２号に規定する者であるときは、有害鳥獣捕獲許可証の写しを添付するものとする。

（貸出し）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、捕獲器等を貸し出すことが適当であると認めたときは、岩沼市有害獣捕獲器等貸出通知書（様式第２号）により当該申請者に通知し、捕獲器等を貸し出すものとする。

２　市長は、捕獲器等の貸出しに当たり、農作物の被害状況、収穫時期等を勘案し、必要な調整を行うことができる。

（遵守事項）

第８条　前条の規定により、捕獲器等の貸出しを受けた者（以下「借受け者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　捕獲器等を有害獣の捕獲又は撃退以外の目的には使用しないこと。

(2)　捕獲器等を破損させるような使用は行わないこと。

(3)　捕獲器等を第三者に転貸しないこと。

(4)　捕獲器等の設置に適した安全な場所を選定し、当該土地所有者等から設置の合意を得ること。

(5)　捕獲器等の設置場所、危険性等について表示した設置板を設けること。

(6)　定期巡回等を実施し、捕獲器等の特殊性に配慮した適切な管理の徹底を図ること。

(7)　捕獲器等によって生じた自己及び第三者に対する損害について、自己の責任により対応すること。

(8)　貸出期間終了後、捕獲器等を速やかに返却すること。

（取消し）

第９条　市長は、借受け者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消し、捕獲器等を返却させることができる。

(1)　偽りその他不正な手段により捕獲器等の貸出しを受けたとき。

(2)　前条に規定する遵守事項に違反していると認めたとき。

(3)　その他市長が不適当と認めたとき。

（返却の報告）

第１０条　借受け者は、貸出期間が終了したとき、又は前条の規定により貸出しの決定が取り消されたときは、岩沼市有害獣捕獲器等返却報告書（様式第３号）に必要事項を記載して提出するともに、市長に捕獲器等を返却しなければならない。

（損害の賠償）

第１１条　借受け者は、故意又は過失により当該捕獲器等を破損又は紛失したときは、岩沼市有害獣捕獲器等事故報告書（様式第４号）を市長に提出し、自己の負担において原状に復し、又は当該相当額を弁償しなければならない。

（市長の免責）

第１２条　市長は、捕獲器等の使用によって生じた事故及び天災その他市の責に帰さない理由によって生じた損害については、その責を負わない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（令和２年告示第９７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。